

令和8(2026)年

4月

広報

あしや

1033号



その中身、

本当に「可燃ごみ」？

表紙写真は、可読性向上のため一部加工しています。



遠賀郡・中間市合同企画

「ごみ」?それとも「資源」?



業務第1課 業務係
旗生 憲一さん

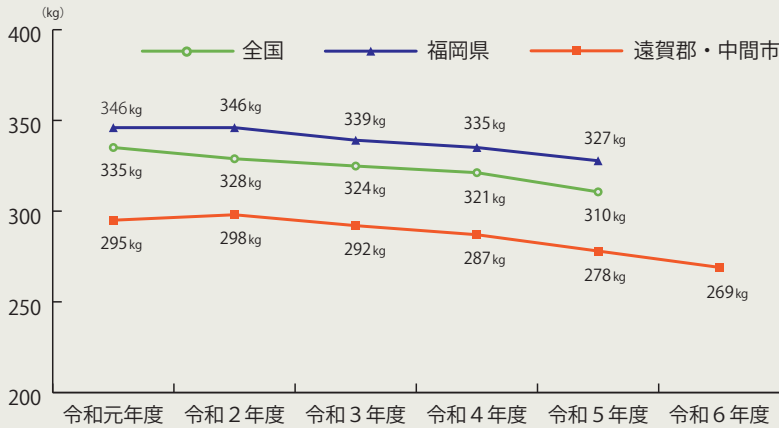


業務第1課 業務係長
真崎 聡さん

遠賀郡と中間市の「遠賀・中間地域広域行政事務組合」が処理を担っています。今回は、ごみの現状を中心に、担当者の真崎聡さんと旗生憲一さんに話を聞きました。

遠賀郡・中間市のゴミ事情
——ごみの量や処理方法などを教えてください
真崎 約13万人が暮らす遠賀郡と中間市では、家庭や職場、店舗などから多くのごみが出されています。令和6年度の排出量は、年間約3万5千tで、そのうち約3万tを占めるのが可燃ごみです。
1人が1年間に出すごみの量は、住民の皆さんのご協力により、年々減少傾向にあります。(グラフ1)
可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、岡垣町にある遠賀・中間リレーセンターに

【グラフ1】1人が1年間に出すごみの量



出典：遠賀・中間地域広域行政事務組合、環境省、福岡県の資料をもとに作成
※全国と福岡県の令和6年度は未発表(2月20日現在)

遠賀郡・中間市合同企画

「ごみ」?それとも「資源」?

3月18日は「世界リサイクルデー」、30日は「ごみゼロ国際デー」です。限りある資源をどう循環させるかは、世界共通の課題であり、私たちの身近な暮らしとも深く関わっています。

毎日の生活で何気なく捨てているものは、本当に「ごみ」でしょうか。それとも、まだ使える「資源」でしょうか。

この特集では、リサイクルを通じてごみとの向き合い方を考えます。

【リサイクル(RECYCLE)】
ごみや使い終わった製品を資源として再利用すること



CHECK

再生品“家具”を販売中!



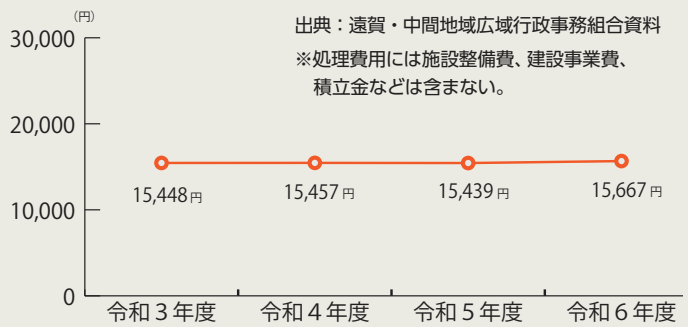
中間・遠賀リサイクルプラザでは、ごみとして出された家具などを再生し、販売しています。年に1度の入札販売に加え、在庫品は常時販売中です。ぜひ一度、チェックしてみてください。令和7年度の入札販売は終了しています。



お問い合わせ

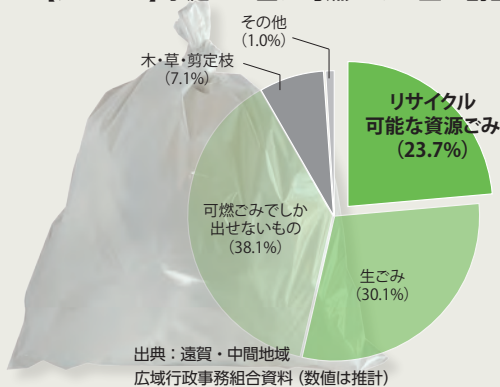
中間・遠賀リサイクルプラザ
(中間市垣生1300 (☎245-5374))

【グラフ2】1人が1年間に出すごみの処理費用



集められます。可燃ごみは焼却処理が必要ですが、組合では焼却施設を保有していません。そのため、焼却は施設を持つ北九州市に委託しています。不燃ごみと粗大ごみは、リレーセンターで破碎処理を行い、取り出した金属は売却。どうしてもリサイクルできないくずのみ、岡垣町の最終処分場で埋め立てています。一方、ビン・カンやプラスチック製容器包装、ペットボトル、紙パックなどのリサイクル可能な資源ごみ

【グラフ3】家庭から出た可燃ごみの重さ割合



は、中間市の中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入。ここで分別と圧縮を行い、再資源化して収入にもつなげています。ごみの処理は費用がかかる資源ごみは収入になる——ごみ処理費用の単価は年々増加——ごみの処理費用はどのような傾向ですか。真崎 ごみの処理には、運搬費や焼却費、人件費など、さまざまな費用が必要です。さらに近年は、人件費や物価の上昇が続いています。

捨てる資源ごみをリサイクルへ

——どうすればリサイクルを進めることができますか。旗生 家庭から出される可燃ごみの中には、資源として活用できるものが少なくありません。内訳を見ると、可燃ごみとしてしか出せないものは38.1%にとどまる一方、リサイクル可能な資源ごみが23.7%を占めており、分別によってリサイクルを進められる余地があることが分かります。

す。1人が1年間に出すごみの量と処理費用を比べると、グラフ1のとおり排出量は減少している一方、グラフ2に示す処理費用はほぼ横ばいで推移しており、処理単価が年々高くなっていることが分かります。こうした費用の財源は、ごみ指定袋の料金やリサイクルした資源ごみの売却による収入のほか、市や町からの負担金です。資源ごみのリサイクルを進めることが、各市町の負担軽減につながります。

【表1】グラフ3の「リサイクル可能な資源ごみ」上位6品

順位	ごみの分類	割合(%)
1	雑がみ(お菓子の紙箱など)	10.29
2	プラスチック製容器包装	7.55
3	ペットボトル	1.73
4	古着	1.32
5	雑誌	0.84
6	新聞紙	0.58

出典：遠賀・中間地域広域行政事務組合資料 (数値は推計)

(グラフ3) 中でもペットボトルは「きちんとリサイクルされている」というイメージを持たれやすい品目です。しかし実際には、可燃ごみに1.73%混入していると推計されています。これは飲み残しも含めた数値で、ペットボトル本体だけでなく、中に残った水分まで費用をかけて焼却しているのが現状です。このほか、紙類などが多く混ざっています。(表1)

一つ一つの分別は、小さな行動に見えるかもしれませんが、その積み重ねが資源を無駄にしない循環を生み出していきます。

お出かけや買い物ついでに
分別、ここで回収！



拠点回収ボックス

各市町のイメージキャラクターたちが紹介！

正しい分別で 資源ごみをリサイクル

資源ごみは、ごみ指定袋や地域の集団回収で出すほか、身近な公共施設やスーパー、コンビニエンスストアなどに設置している「拠点回収ボックス」も活用してみましょう。

拠点回収ボックスに出せるもの

このマークが
目印です！

紙パック



STEP
01

飲み残しはシンクなどに捨てて中を水洗いしてください。



STEP
02

はさみなどで切り開いて拠点回収ボックスに入れてください。



中間市「なかっぱ」

しっかり開いて
乾燥させてぬん



せっかく資源ごみに出しても、汚れがひどいものは分別ではじかれ、可燃ごみなどで処理されます。



中間・遠賀リサイクルプラザに搬入された資源ごみは手作業で分別し、異物や汚れの混入を防ぎます。

汚れているとリサイクルできないだけでなく、周囲のきれいな資源ごみまで汚してしまいます。十分に水洗いし、乾かしてから入れてください。コンビニエンスストアなどで購入し、その場で飲食した容器も、すぐにボックスへ入れず、一度持ち帰って洗ってから出すようにしましょう。

水・洗いと乾燥の徹底を



遠賀町
「おんがっぴー」

このマークが
目印です！

ペットボトル



STEP
01

キャップとラベルは外してプラスチック製容器包装の指定袋へ。



STEP
02

飲み残しはシンクなどに捨てて中を水洗いしてください。



STEP
03

つぶして拠点回収ボックスに入れてください。



回収できる食品トレイは、発泡スチロール製のトレイちゃろ



水巻町「みずまる」

トレイの出し方に注意！

トレイはレジ袋などに入れず、そのまま拠点回収ボックスに入れてください。プラスチック製の卵パックなどは、回収の対象外です。プラスチック製容器包装の指定袋で出しましょう。

電池をごみ袋で捨てると、
こんな火災になることも…



「電池」は回収ボックスへ
スマートフォンなど、身近な家電に内蔵されている「リチウムイオン電池」。捨て方を誤ると発火し、大きな火災につながります。
遠賀・中間リレーセンターでは、こうした電池が原因と見られる発火が年間1000件以上発生。作業中のごみ収集車から出火した事例もあります。
リチウムイオン電池などのあらゆる電池類は、ごみ袋で出さず、市役所や町役場、組合に設置している「電池回収ボックス」に入れましょう。



岡垣町
「びわりん&びわすけ」

他の主な資源ごみ、生ごみの出し方

このマークが
目印です!

古紙・雑がみ・古着

STEP
01

新聞紙などの古紙や雑がみ、古着を集めましょう。



STEP
02

地域の集団回収などに出してください。

生ごみ

STEP
01

生ごみは75%が水分といわれています。十分に水切りをしましょう。



STEP
02

可燃ごみで出すほか、コンポストなどで堆肥にもできます。

プラスチック製容器包装

STEP
01

プラスチック製容器包装が対象です。汚れはしっかり落としましょう。



STEP
02

プラスチック製容器包装袋へ。レジ袋などへのまとめ入れは不可。

さらに詳しく 家庭ごみ 分別ガイドブック

今回紹介したのも含め、詳しくはガイドブックに掲載しています。



余った食品の“寄付”を受付中

寄付された食品は、支援を必要とする人や子ども食堂などで活用されるっちゃ! 賞味期限など詳しい条件は芦屋町社会福祉協議会に確認してっちゃ!



芦屋町「アッシー」

▶ 問い合わせ

芦屋町社会福祉協議会 (☎222-2866)

容器包装以外は“可燃ごみ”へ
素材はプラスチックでも、それ自体が商品であるものは容器包装ではありませんので、可燃ごみで出しましょう。



バケツ・洗面器

金属製は不燃ごみ

灯油ポリタンク

中身を使い切って可燃ごみ

浴槽のふた

指定袋に入らなければ粗大ごみ

みんなで資源ごみの
リサイクルに取り組もう!



今日の分別が、
いつかの暮らしにつながる

ごみの分別は、むずかしいことではありません。忙しい日があれば、余裕のある日もあります。できるときに、できる分だけで大丈夫です。「今日はここまで」。その気持ちで続けていくことが大切です。

きちんと分けられた資源ごみは、もう一度使われる道へ進みます。そのことで、ごみの処理にかかる費用を抑えることにもつながります。

毎日の分別は、気づかないうちに私たちの暮らしを支えている。今日、分けたその一つも、大切な一歩です。

▽ 問い合わせ

○ 環境・公園係 (☎2223-3538)

○ 遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第1課

(☎2993-3581)

令和8年度

施政方針

令和8年第1回芦屋町議会定例会で、町政運営を担う貝掛町長が施政方針を示しました。

施政方針とは、町長が芦屋町のまちづくりの方向性に関して、実施しようとすることや考え方を述べるものです。

「令和8年度の主要な施策」の内容を、「人を育み 未来につながるあしやまち」を将来像に掲げた「第6次芦屋町総合振興計画」の構成に沿って紹介します。



貝掛 俊之 町長

令和8年度の主要な施策

住民とともに進める まちづくり

■人財育成・発掘

意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などの連携、相談や学習機会の提供などに努めます。

■地域コミュニティ

自治区活性化事業交付金による自治区活動への財政的支援や自治区担当職員制度による人的支援を継続します。また、協働のまちづくりを推進するため、広報あしや、ホームページ、SNSなどさまざまな情報媒体を活用し、欲しい人に欲しい内容が届く情報発信に努めます。

安全で安心して 暮らせるまち

■安全・安心

近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害発生時には、戸別受信機などにより迅速かつ正確な情報を伝達します。また、「芦屋町地域防災計画」の更新や令和7年8月の九州北部豪雨による町内の災害発生状況を踏まえ、移動式排水ポンプを導入します。

こどもがのびのびと 育つまち

■こども・子育て

こどもを産み、育てることを支援するため、所得の制限なく18歳までの入院・通院費や第2子以降の保育料の無償化、給食費全額補助、出産祝金などを継続します。また、施設整備では、芦屋東小学校児童クラブを芦屋東小学校の敷地内に設けるため、芦屋東小学校児童クラブの新築工事実

施設設計委託を行います。あわせて、新たに産婦健康診査費助成事業や1か月児健康診査費助成事業、5歳児健康診査事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始します。

■学校教育

放課後特別授業イブニングスタディや放課後塾を継続するとともに、小中学校のICT教育や英語教育を推進します。また、施設整備では、小中学校の体育館への空調設備の整備などを行います。

いきいきと暮らせる 笑顔のまち

■地域福祉

民生委員・児童委員や各自治区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係団体や関係機関とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

■高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅

医療と介護の連携や介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステムの深化、保健事業と介護予防の一体的な実施などに取り組みます。また、「芦屋町高齢者福祉計画」の計画

期間が令和8年度で満了するため、次期計画の策定に取り組めます。あわせて、新たに高齢者带状疱疹任意予防接種費用助成事業や高齢者世帯住み替え費用助成事業、高齢者等GPS端末機等導入費用助成事業を開始します。

■障がい者福祉

自立した日常生活を支援するサービスの提供、共生社会の実現のための啓発や合理的配慮を推進します。また、「芦屋町障害福祉計画」の計画期間が令和8年度で満了するため、次期計画の策定に取り組めます。

■健康づくり

特定健診やがん検診の受診率向上に努めるとともに、戸別訪問や健康教室、保健指導などにより健康づくりに対する意識を高める取り組みを行います。

活力ある産業を育むまち

■農業

担い手への農地の集積化を推進するとともに、農業水利施設の保全のため、汐入川水門の整備工事を行います。

■水産業

優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対する支援を行います。また、柏原漁港西方海岸の荒波対策のため、「柏原漁港西方海岸荒波対策基本計画」に基づき、取り組みを進めます。

■商工業

物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、商工会が発行するにこ商品券のプレミアム率の拡充に対し支援を行い、町内店舗の利用促進や消費喚起を図ります。また、芦屋町ブランド認定制度による芦屋産品のPRや、空き店舗等活用事業補助金などによる空き店



大雨洪水避難訓練
避難所開設訓練



健康教室
(からだ・ゲンキ! 教室)



国指定重要文化財
「芦屋覇地真形釜」



モーヴィ芦屋

舗対策に取り組みます。

■観光

海浜公園の複合遊具の更新などを行います。また、新たにインフルエンサーを活用したSNS情報発信事業を行います。あわせて、芦屋港の活性化については、ボート係留施設と魚釣施設の開業を秋頃に予定しています。

環境にやさしく、快適なまち

■土地利用・住宅

コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、「芦屋町立地適正化計画」の策定に着手します。また、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」の前期計画の計画期間が令和8年度で満了するため、後期計画の策定に取り組みます。

■公共交通

バス路線や便数の維持確保に努めるとともに、タウンバス車両が老朽化したため、新規購入します。また、

「芦屋町地域公共交通計画」の計画期間が令和8年度で満了するため、次期計画の策定に取り組みます。

心豊かな人が育つまち

■生涯学習

生涯学習講座あしや塾への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として、各種社会教育事業を進めます。また、施設整備では、総合体育館や武道館のLED化工事、テニスコートのクラブハウス改修工事などを行います。

■歴史・文化

オンラインワンの国指定重要文化財「芦屋覇地真形釜」のさらなるPRを図ります。また、新たな鑄物師の募集や養成に取り組むとともに、独立した鑄物師への支援による芦屋釜の復興推進や芦屋鑄物の産業化を目指します。

■国際交流

中学生対象の海外ホームステイ

事業や小学生対象の英語体験施設訪問事業などにより、グローバルな視野を持った人材の育成に取り組みます。

計画の実現に向けて

■ポータル事業

売り上げ好調を維持し、一般会計へ16億円の繰出金を計上します。また、モーヴィ芦屋や夢リアホールを核とした本場30キロ圏内の来場促進に取り組みます。

■組織づくり

防災専門部署の設置など組織機構の見直しを検討し、効果的かつ効率的な組織づくりを進めます。

おわりに

最後になりますが、長引く物価高騰に伴う住民の皆さんの負担の解消につながるよう、秋頃に町民1人あたり1万円の生活応援商品券の配布を予定しています。この財源は全額、モーターボート競走事業会計からの繰入金を充当します。

引き続き、「芦屋に住んでいて良かった」と心から感じ、これまで以上に誇りを持てる町となるよう、住民の皆さんの声を聞かせていただきながら、芦屋町をもう一歩前進させてまいります。

芦屋町の漁業を紹介します



芦屋町は響灘の北東から西部に面しており、美しく変化に富んだ漁場です。
その響灘で漁業を生業にする漁師の皆さん。
今回は、芦屋町の水産業を支えている漁業を紹介します。

芦屋町で取れたサワラ

芦屋支所と柏原支所
芦屋町の漁師は遠賀漁業組合に所属していて、芦屋町には芦屋支所と柏原支所の2つの支所があります。



～芦屋港～

芦屋支所は、西浜地区の芦屋港内にあり、主な漁業の種類は一本釣漁業とえそごち網漁業です。

一本釣漁業は、初夏から秋口まではヤリイカ（ケンサキイカ）を釣る「いか釣漁」を行います。いか釣漁は夕方に出港して日没を待ち、集魚灯を点灯し、釣りを行います。初夏の前の時期には、

発泡スチロール製の樽（ウキ）に仕掛けをつけ、潮に乗せてイカを釣る「たる流し漁」を昼間に行っている漁師もいます。イカは年々漁獲量が減っており、取れる漁場も遠くなっています。冬から春にかけては、一本釣漁業で「サワラ釣漁」を行います。

そのほかに、えそごち網漁業を行っています。

えそごち網漁業は、漁場と操業期間が決められている（6月から11月20日）漁業で、漁船1隻で網を引っ張りながら魚を取る漁法です。日中の作業なので、近年の猛暑の影響で、過酷な環境となっています。また、クラゲの大量発生も重なり、思うように作業ができない状況です。

芦屋港で水揚げされる 主な水産物

ヤリイカ・サワラ・エソ・真鯛・レンコ鯛・チコ鯛・イトヨリ鯛など



レンコ鯛



イトヨリ鯛

～柏原漁港～



柏原支所は、柏原地区の柏原漁港にあり、主な漁業は一本釣漁業、雑漁固定式さし網漁業、えそごち網漁業、かご漁業、延縄漁業です。

また、広い磯場もあるため、芦屋支所では行っていない採介藻漁業や素潜り漁業も行われています。

一本釣漁業は、芦屋支所と同じ「いか釣漁」と「サワラ釣漁」です。

雑漁固定式さし網漁業は、海中に網を張り、その網にかかる

魚を取る漁法で、ヒラメやカレイなど海底近くに生息する底魚を取っています。

採介藻漁業は、干潮時に藻場へ行き海藻類を採ります。春にはワカメ、メカブ、アカモクなど、初冬にはヒジキを採っています。

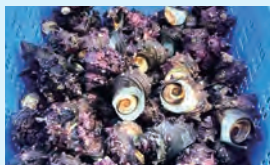
素潜り漁業は、6月から8月までの約2か月半行われ、サザエやアワビなどの貝類を採っています。

柏原漁港で水揚げされる主な水産物

ヤリイカ・サワラ・真鯛・ヒラメ・カレイ・ワカメ・メカブ・アカモク・ヒジキ・サザエ・アワビなど



ヤリイカ



サザエ

どうして買えるの？

町で取れた水産物は、「スーパーはまゆう」で買えますので、地元産の水産物を味わってみてください。

▽問い合わせ ☎2223・3544
農林水産係

魚食への取り組み

芦屋中学校3年生は、総合学習で、給食でパン・米飯の残食が多い実態に課題意識を持ち、地元の特産品を使った食事が進むレシピ開発を行うことにしました。町内の特産品について調べ、その中からヒジキに着目しました。

「筑前芦屋ひじきの魅力を伝えよう」をテーマに、採介藻漁業をしている漁師を講師として招き、話を聞きました。



ヒジキは、新芽が出て15cmから20cmくらいの柔らかい部分だけ

漁のほかにも、こんなことをしたっちゃ！



けを採り、鉄釜を使って炊くなど、乾燥ヒジキができるまでの工程を学びました。他にも、芦屋町は遠賀川の河口近くであり、海水と遠賀川の淡水が混ざり合うことで栄養豊富な環境が生まれ、質の良いおいしいヒジキができることなどを聞きました。その後、ヒジキ料理の献立を考え調理をしました。

また、学校給食では11月に、柏原の漁師から直接、旬の生ヒジキを納品してもらい、食べやすいサラダとしてヒジキメニューが提供されました。



ひじきサラダ

まちのわだい

あなたの周りで起きた出来事や楽しい話題、イベントなどの身近な情報をお待ちしています。

▷ 問い合わせ シティプロモーション係
(☎223-3571)

国民健康保険運営協議会より答申書が提出されました

2月5日 国民健康保険税への答申書を受領

国民健康保険運営協議会で、令和8年4月から賦課される子ども・子育て支援金の税率について審議が行われました。審議の結果、令和8年度は、既存の国民健康保険税の改正を行うことから、町民の負担軽減のため、「福岡県の示す標準保険税率から、減額した税率とする」という答申書が町長に提出されました。



ハンセン病問題解消の要請書が提出されました

2月20日 ハンセン病問題解消のための要請書を受領

一般社団法人「いのちのライツ ハンセン病差別をなくす会ふくおか」の代表者が貝掛町長を訪問し、ハンセン病に関する差別や偏見の解消に向けた施策の充実を求める要請書を提出しました。懇談の中で、現在も残る人権上の問題やハンセン病患者、その家族が受けた偏見や差別の実態の話があり、教育や啓発の大切さが伝えられました。

地域貢献として図書館に図書が寄贈されました

2月24日 公益社団法人若松法人会から図書寄贈

公益社団法人若松法人会から芦屋町図書館に図書が寄贈されました。寄贈された図書は児童書や文字の大きな本など35冊で10万円相当です。目録を受け取った町長は「今回の寄贈により図書館の蔵書が一層充実します。地域の皆さんの読書活動の推進に役立てていきます」と感謝の意を伝えました。



観光大使コンバット満さんも闘茶体験

2月15日 芦屋室町茶会

芦屋釜の里で室町時代の茶会をアレンジした、抹茶の違いを飲み当てる闘茶会が行われました。始めにお菓子を食べた後に、抹茶を飲みます。次に本茶として1服目、2服目、3服目と運ばれ、最初に飲んだ抹茶と同じものが何服目であるかを当てるというものです。芦屋町ふるさと観光大使のコンバット満さんも参加し、「全然わかりませんでした。お菓子を食べるとお茶の味が違って感じるんですよ」と話していました。

いもじ オリジナルの古印を作って鋳物師体験

1月27日～2月25日 卒業記念の古印づくり体験

町内の小学6年生と中学3年生を対象に、錫の古印づくり体験が行われました。講師は芦屋鋳物師の樋口陽介さん。こどもたちに、昔の鋳物師と同じような体験をして欲しいとの願いから始まった、芦屋ならではの取り組みです。鋳型に、名前の1文字を掘り、完成した鋳型に錫を流し込んだ後、紙やすりで印面を整えて完成です。こどもたちは、「文字を書いたり、掘ったりと細かい作業は大変だったが、達成感があってよかった」と話していました。



「おにはーそと」で元気になろう！

2月3日 子育て支援センターたんぽぽ 豆まき

子育て支援センターたんぽぽで豆まきが行われました。節分の話で盛り上がり、子鬼やアッシーが登場して一緒に童謡「鬼のパンツ」を踊ったりして、参加した親子は楽しんでいました。赤鬼が登場すると、泣き出す子もいましたが、勇敢に「おにはーそと」と豆に見立てた新聞紙ボールで赤鬼を追い出していました。最後にアッシーからお菓子のプレゼントがあり、楽しい豆まきとなりました。



訓練の成果を発揮しました！

2月15日 遠賀郡消防合同訓練

芦屋海浜公園第一駐車場で遠賀郡消防合同訓練が行われました。この訓練は、火災による被害軽減のため、消火活動を敏速かつ正確に行う一連の流れを確認することを目的としています。今回、芦屋町消防団の訓練内容が評価され、第1分団が優秀分団賞を受賞しました。訓練に参加した団員は「住民の身体、生命、財産を守れるよう、これからも訓練に励みたいです」と話していました。





遠賀・中間地域広域行政事務組合 入札参加資格審査申請書の受け付け

遠賀・中間地域広域行政事務組合では、地域経済を活性化させるため、遠賀郡または中間市に、本店や支店もしくは営業所がある事業者を対象に、入札参加資格審査申請の追加受け付けを行います。

- ▽受付期間 4月1日(金)～30日(金)
- ※郵送での受け付け(持参も可)
- ▽要領・様式 遠賀・中間地域広域行政事務組合のホームページに掲載します。
- ▽参加資格の有効期間 6月1日(金)～令和9年5月31日
- ▽提出方法



遠賀・中間地域広域行政事務組合ホームページ

- ①郵送の場合〒811-4303 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀603番地の1 遠賀・中間地域広域行政事務組合総務課財政係へ(受付期間内必着)
- ②持参の場合午前9時～午後5時15分(正午～午後1時を除く)に遠賀・中間地域広域行政事務組合庁舎1階へ(土日祝日を除く)
- ▽問い合わせ 遠賀・中間地域広域行政事務組合総務課財政係(☎293-3581)

遠賀川下流出張所を新設します

国土交通省では、災害時の対応力強化や河川改修などの業務遂行に係る体制強化を図るため、中間出張所と河口堰管理支所を統合し、新たに「遠賀川下流出張所」を設置します。新出張所では、これまで両出張所で行っていた事務を引き継ぎます。今後とも、地域の安全・安心のため、職員一同努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

- ▽新出張所名称 遠賀川河川事務所遠賀川下流出張所
- ▽業務開始日 4月1日
- ▽住所 遠賀郡水巻町猪熊10丁目7-1(現在の河口堰管理支所)
- ※新出張所は令和8年度予算算成立日に

令和8年度遠賀川環境保全 活動団体支援助成事業

遠賀川流域(支流を含む)で、河川の水質の改善などを目的とした環境保全活動を行う住民団体などに対して、活動費を助成します。

- ▽対象団体 支流を含む遠賀川流域で活動を行っている、または今後行うとする会員数5人以上の団体
- ▽対象活動 除草・清掃活動、水質・生物調査、普及啓発活動など
- ▽対象活動期間 6月～令和9年1月
- ▽助成内容 1団体あたり上限10万円
- ▽申込期間 4月1日(金)～17日(金)
- ▽申し込み 北九州市上下水道局水質試験所(☎641-5948)へ

自転車の一定の交通違反に交通反則 通告制度(青切符)が適用されます

4月1日から、自転車の交通事故を防ぐために、交通事故故ににつながる危険な運転行為や警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。



対象年齢は16歳以上、対象行為は信号無視・指定場所一時不停止・通行区分違反(右側通行、歩道通行)・携帯電話使用等(保持)など113種類、反則金額は原動機付自転車と同等(最高額12000円)です。

「自転車は車の仲間」です。基本的な交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

- ▽問い合わせ 折尾警察署交通第一課(☎691-0110)

福岡県介護保険広域連合からの お知らせ

令和9～11年度を計画期間とする第10期介護保険事業計画の策定にあたり、介護保険事業計画策定委員会を開催します。委員会では、広く住民の意見を計画に反映させるために、保健・医療・福祉などの各分野の委員と一緒に参画する住民代表の委員を公募します。

- ▽募集期間 4月1日(金)～30日(金)
- ※詳しくは、福岡県介護保険広域連合のホームページを見るか、問い合わせてください。
- ▽問い合わせ 福岡県介護保険広域連合事業課計画係(☎092)981-9076)



福岡県介護保険広域連合ホームページ



芦屋町図書館
イメージキャラクター
よむにゃん

4月

芦屋町図書館
(☎223-3677)
開館時間
午前10時～午後6時



芦屋町図書館
ホームページ
※資料検索や
予約などが
できます。

■休館日 6日月、13日月、20日月、
23日(木)、27日月

「子ども読書の日」特別おはなし会

大型絵本の読み聞かせや紙芝居など楽しいおはなしがいっぱいです。

- ▷とき 4月26日(木)・午前10時45分～11時45分
- ▷ところ 中央公民館2階
- ▷定員 50人(事前申し込み先着順)
- ▷申し込み 4月1日(木)から、図書館カウンターまたは電話で受け付け
- ※定員に満たない場合は当日参加ができます。
- ▷出演者 図書館ボランティアの皆さん(にじの会、めるへん、おはなしトントン、お話しポケット、絵本ミュージカル)

定例おはなし会

- とき 出演・催し
- 1日(木) 赤ちゃんおはなし会たち
 - 11日(木) お話しポケット
 - 12日(木) にじの会
 - ※26日(木)の定例おはなし会は、「子ども読書の日」特別おはなし会開催のためありません。
 - ※時間はいずれも午前11時から

おいでよ！春の図書館まつり

- 4月23日(木)は「子ども読書の日」。その日から5月12日(木)まで「こどもの読書週間」です。これに合わせて春の図書館まつりを開催します。町内の小中学生が心に響いた「おすすめの本」を紹介しています。
- ▷とき 4月18日(木)～5月10日(木)
 - ▷主な催し
 - 小中学生が描いてくれた「おすすめの本」の掲示
 - ※5月27日(木)まで掲示
 - 雑誌・新聞のリサイクル(主に令和6年4月～7年3月)
 - ※新聞は希望の月日を事前に申し込んでください。

新着図書



被告人、AI
中山七里 著
小学館

注目の一冊

最新AIを搭載した介護ロボットが、利用者を殺害した罪で起訴された。裁判を担当することになった東京地裁の判事補・高遠寺 円は、被告人との面談に臨むが…。

【一般書】

青青といく	永井 紗耶子	著
涯(はて)しない影に	赤川 次郎	著
恋するブタハナ	額賀 滯	著
サチコ	群 ようこ	著

【児童書】

つくろうひと	村山 早紀	作
せかいはずきであふれてる	大森 裕子	作
きょうはなにきる？	くらはし れい	作
となりのせきのおともだち	はしもと えつよ	作
おばあにゃん	ななもり さちこ	作

人口(前年同月との比較)

令和8年2月末日現在	令和7年2月末日現在
12,449 人	12,700 人
6,035 人	6,172 人
6,414 人	6,528 人
6,333 世帯	6,403 世帯

2月分の人の動き

出生	4 人	転入	52 人
死亡	17 人	転出	50 人

俳句・短歌

●浜木綿俳句会

空(うら)七(なな)貝(かい)掌(て)に霞(かすみ)立つ沖(うら)がある

笹(ささ)子(こ)鳴(な)く浜(な)の帰(かえ)りの蟹(かに)小路(こうじ)

蟹(かに)町の路(みち)地に迷(まよ)ふや木(き)の芽(め)風(かぜ)

鳥(とり)ぐもり遊(あそ)具(ぐ)の屋(や)根(ね)のとんがり帽(ぼう)

●水(みづ)茎(かき)短(たん)歌(か)

厨(くりや)にてりんご小(こ)さく切(き)りながら

丸(まる)ごと食(た)べし若(わか)き日(ひ)思(おも)う

りんご色(いろ)の頬(ほ)ふくらませ帰(かえ)らぬと

言(こと)い張りし子は(こ)プ(プ)ランコ(コ)漕(こ)ぎおり

割(わり)り安(やす)と買(か)いし大(お)型(がた)ヘ(ヘ)ア(ア)ド(ド)ライ(ライ)ヤ(ヤ)ー

重(おも)くてとでも片(かた)手(て)で使(つか)え

坂(さか)の上(の)の冬(ふゆ)の青(あお)空(ぞら)雲(ぐも)の浮(う)き

手(て)のとどきそ(そ)うでジャン(ジャン)プして(して)みる

後(ご)藤(とう) 征(せい)子(こ)

田(た)中(なか) 勢(せ)津(つ)子(こ)

宮(みや)崎(さき) 佐(さ)代(しろ)子(こ)

村(むら)上(かみ) 一(ひと) 恵(めぐみ)

池(いけ)田(た) 幸(ゆき) 利(り)

あなたを守る予防接種

- 1 高齢者肺炎球菌予防接種
- 2 高齢者帯状疱疹予防接種 (定期)
- 3 高齢者帯状疱疹予防接種 (任意)



▷ 問い合わせ 健康づくり係
(☎223-3533)

芦屋町では、予防接種法などにに基づき、さまざまな予防接種事業を行っています。
今回は、**1** 高齢者肺炎球菌予防接種、**2** 高齢者帯状疱疹予防接種 (定期)、**3** 高齢者帯状疱疹予防接種 (任意) に関して、お知らせします。



1 高齢者肺炎球菌予防接種



- ▶ 対象 65歳の人 (65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)
- ※ 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障がいがあり、医師が接種を必要と認めた人も対象です。
- ※ 今までに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。
- ▶ 接種料金 5900円
- ※ 生活保護受給者と住民税非課税世帯 (家族全員が非課税) の人は無料です。

- ▶ 接種できる町内の医療機関 (事前に予約してください)
- 芦屋中央病院 (☎222-2931)
- おのむら医院 (☎222-1234)
- 柿木医院 (☎223-0027)
- 須子医院 (☎223-0126)
- 聖和会クリニック (☎223-1112)
- 花美坂クリニック (☎223-2500)
- ※ このほか、福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。詳しくは、健康づくり係に問い合わせてください。

2 高齢者帯状疱疹予防接種 (定期)

- ▶ 対象 令和8年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人
 - ※ 対象者には、3月末に接種券を送付します。
 - ▶ 接種料金・接種回数
- | | 生ワクチン | 組換えワクチン |
|------|-------|-----------------|
| 回数 | 1回 | 2回 |
| 接種料金 | 4600円 | 1回につき
11000円 |
- ※ 生活保護受給者と住民税非課税世帯 (家族全員が非課税) の人は無料です。

- ▶ 接種できる町内の医療機関 (事前に予約してください)
- 芦屋中央病院 (☎222-2931)
- おのむら医院 (☎222-1234)
- 柿木医院 (☎223-0027)
- 須子医院 (☎223-0126)
- 聖和会クリニック (☎223-1112)
- ※ このほか、福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。詳しくは、健康づくり係に問い合わせてください。

3 高齢者带状疱疹予防接種（任意）

令和9年度～11年度の高齢者带状疱疹定期接種該当者で、早期に带状疱疹の予防接種を希望する人へ、8年度に限り接種費用の助成を行います。

▶対象

67～69歳	昭和32年4月2日～ 昭和35年4月1日
72～74歳	昭和27年4月2日～ 昭和30年4月1日
77～79歳	昭和22年4月2日～ 昭和25年4月1日
82～84歳	昭和17年4月2日～ 昭和20年4月1日
87～89歳	昭和12年4月2日～ 昭和15年4月1日
92～94歳	昭和7年4月2日～ 昭和10年4月1日
97～99歳	昭和2年4月2日～ 昭和5年4月1日

※任意接種を完了した人は、本来の定期接種の対象となる時には、助成対象になりません。

▶接種料金・接種回数

	生ワクチン	組換えワクチン
回数	1回	2回
接種料金	4600円	1回につき 11000円

※生活保護受給者と住民税非課税世帯（家族全

員が非課税）の人は無料です。

▶申請方法

任意接種を希望する人は、接種前に接種券と予診票の発行手続きが必要です。4月1日以降に、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持って、健康づくり係で手続きをしてください。

※接種対象者と世帯が異なる（住所が同じであっても世帯分離をしている場合を含む）人が代理で手続きをする場合は、委任状が必要です。

▶接種できる町内の医療機関（事前に予約してください）

芦屋中央病院（☎222-2931）

おのむら医院（☎222-1234）

柿木医院（☎223-0027）

須子医院（☎223-0126）

聖和会クリニック（☎223-1112）

※このほか、遠賀・中間地域の医療機関でも接種できます。詳しくは、健康づくり係に問い合わせてください。

▶健康被害救済制度

本助成事業は、任意接種であるため、ワクチン接種を行い、副作用による健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（PMDA法）に基づく「医薬品副作用被害救済制度」による救済の請求を行うことになります。

1、2の予防接種を無料で受ける人は、接種前に次のいずれかの書類を医療機関に提示してください

①生活保護証明書類（診療依頼書）

※オンライン資格確認等システム導入済み医療機関に限り、マイナ保険証でも確認可能

②後期高齢者医療資格確認書（区Ⅰ・区Ⅱ）

※オンライン資格確認等システム導入済み医療機関に限り、マイナ保険証でも確認可能

③介護保険負担限度額認定証

④介護保険特定負担限度額認定証

⑤介護保険料額決定通知書（所得段階1・2・3）

⑥「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証

※無料対象者で上記の書類がない人は、予防接種前に健康づくり係で手続きが必要です。必ず、予防接種前に、手続きに来る人と接種を受ける人の両方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持って、健康づくり係で手続きをしてください。

※無料対象者と世帯が異なる（住所が同じであっても世帯分離をしている場合を含む）人が代理で手続きをする場合は、委任状が必要です。

固定資産に関するお知らせ

▷問い合わせ 課税係 (☎223-3534)

令和8年度の固定資産税課税資産明細書・納税通知書を発送

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送します。

- ▷固定資産税の納期限 第1期(5月) = 6月1日(日)、第2期(7月) = 7月31日(金)
第3期(12月) = 12月25日(金)、第4期(2月) = 令和9年3月1日(日)
- ▷口座振替 口座振替の納付日は、各納期月の25日(土日祝日の場合は、翌金融機関営業日)です。
- ▷納付書納付 複数の納付方法がありますので、納税通知書に同封のチラシを確認してください。

固定資産の縦覧・閲覧を行います

- ▷とき 4月1日(日)～6月1日(日)(土日祝日を除く)・午前8時30分～午後5時15分
- ▷ところ 税務課窓口
- ▷持ってくるもの ①納税通知書または課税資産明細書
②本人を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

【縦覧】

- ▷確認できること 土地=所在・地番・地目・地積・価格
家屋=所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格
- ▷縦覧できる人 納税者^(※1)、納税者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人
(※1) 町内にある土地、家屋の固定資産税の納税者。免税点未満で固定資産税が課税されていない土地・家屋の所有者は納税者とはなりません。

【閲覧】

- ▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容
- ▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人・借家人(賃貸契約書など権利を証明できるものが必要)
- ▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料(写しの手数料は1枚10円)、期間終了後は1件につき300円
- ▷注意事項 固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、納税義務者へ送付する課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できます。

生活保護受給者で固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。対象の人には申請書を送付しますので、申請期限の6月1日(日)までに必ず手続きを行ってください。

※納期限を過ぎた期の固定資産税は減免できませんので、注意してください。

年金所得者で確定申告をしなかった皆さんへ

▷問い合わせ 課税係 (☎223-3534)

所得税の確定申告をしなかった場合で、次の①に当てはまるときは住民税の申告が必要です。また、②に当てはまるときは住民税の申告をすると、住民税が減額になる場合があります。



- ① 公的年金以外の収入(給与、報酬、個人年金、生命保険の満期返戻金など)がある場合
- ② 「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除(国民健康保険税、国民年金など)、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき

令和8年度の申請を受け付けます

障がい者 福祉タクシー料金補助事業 介護用品給付サービス事業



▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

項目	福祉タクシー料金補助事業	介護用品（紙おむつ）給付サービス事業
対象	<p>○在宅で生活している人で、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人</p> <p>○前年度の町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは、扶養義務者が非課税の場合）</p> <p>【対象外】</p> <p>×施設に入所または病院などに入院している人</p> <p>×身体障害者手帳の再認定の期日までに認定を受けていない人</p> <p>×療育手帳の再判定の期日までに判定を受けていない人</p> <p>×精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れている人</p>	<p>○在宅で生活している65歳未満の人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aを持っていて、日常生活上、常時介護を要し、紙おむつなどを必要とする人</p> <p>○町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）</p> <p>【対象外】</p> <p>×施設に入所または病院などに入院している人</p> <p>×高齢者などの介護用品給付サービスの受給者</p> <p>×生活保護またはほかの制度による同様のサービス受給者</p> <p>×介護保険または障害福祉サービスで宿泊の短期入所サービスを、月15日以上利用するとき</p>
内容	<p>芦屋町福祉タクシー利用券を交付</p> <p>・年間で基本料金の24回分（じん臓機能障がい者は72回分）</p> <p>※申請書への記入は、原則本人によるものに限ります（ただし、本人による記入が難しい場合は代筆でも可）。</p> <p>※申請日に対象要件の確認がとれた人は当日交付を行います。</p> <p>※代理人による申請の場合、申請日当日にチケットを受け取れない場合があります。</p>	<p>給付限度額まで、紙おむつを自己負担1割で対象家庭に配布</p> <p>※限度額を超えた場合、超過分は全額自己負担となります。</p> <p>・町民税非課税世帯の人の給付限度額＝月額6000円</p> <p>・町民税課税世帯で、対象者が町民税非課税の場合（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）の給付限度額＝月額3000円</p> <p>※給付は、決定した日の翌月分からです。</p>
申請	<p>福祉課窓口申請書を提出してください。</p> <p>※障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証が必要です。</p> <p>※令和7年1月1日時点で、芦屋町に住民票がなかった転入者は、前住所地発行の非課税証明書が必要です。</p> <p>※申請時、令和7年度（令和6年分収入）の税の確認をします。</p> <p>申告していない人は申告してください。</p>	
受付	<p>4月1日頃から</p> <p>※申請書は3月23日頃から福祉課窓口で配布しています。また、町のホームページからもダウンロードできます。</p>	<p>随時</p>   <p>障がい者各種福祉サービス</p>

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223 - 0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223 - 1892
町民会館	☎ 223 - 0731	芦屋東公民館	☎ 222 - 1981
芦屋中央病院	☎ 222 - 2931	総合体育館	☎ 222 - 0181
中央公民館	☎ 222 - 1681	芦屋釜の里	☎ 223 - 5881
図書館	☎ 223 - 3677	芦屋歴史の里	☎ 222 - 2555

たんぽぽコーナー

対象は、就学前のこどもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎221 - 2567)



4月の日曜開館日 12日・26日

♡ぽんちゃんのにこにこ絵本

▷とき 4月6日(日)・午前11時～11時30分

♡今日からお友だち（15組限定）

▷とき 4月7日(月)・午前10時～11時

※3月24日(日)から予約開始

♡きりんパーク

▷とき 4月22日(日)・午前9時～正午

※センター内のホールで体を動かして遊べます。

♡吉村じいちゃんと絵本マミーの絵本タイム

▷とき 4月17日(土)・午前11時～11時30分

♡育児相談

【離乳食の日】（5組限定）

管理栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 4月14日(金)・午前10時～11時

※3月31日(日)から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】保健師・管理栄養士による相談

4月の相談は行っていませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、5月18日(日)です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 4月15日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※絵本やおもちゃを用意して待っています。



健康・子育て

ゲンキはつらつ サポーター教室

自分自身の運動を

行いながら、ストレッチ

や体操などを学び、

自治区公民館体操や

地域交流サロンなどの運営・手助けを行う「サポーター」を養成する教室です。

他の地区の人とも交流できて、楽しく運動できます。参加してみませんか。



▽とき（前期）5月15日、29日、6月12日、26日、7月10日、24日、8月7日、28日（全8回・いずれも(土)・午前10時～11時30分(後期)9月～令和9年2月(全6回)の予定です。日程は、決まり次第、参加者へお知らせします。

▽ところ 中央公民館2階

▽内容 ストレッチ・筋力アップ体操、※コグニサイズなどの実技、高齢者の体や認知症、介護予防などの学習

※コグニサイズとは、運動や計算、しりとりなどを組み合わせた、認知

▽申し込み 5月8日(土)までに、高齢者支援係(☎223・3536)へ

症予防を目的とした取り組みです。

▽対象 おおむね65歳以上の町民

▽定員 20人

▽参加費 無料

▽参加特典 前期8回中5回以上参加した人へサポーターポロシヤツをプレゼント

※令和7年度に配布した人は対象外

▽持ってくるもの タオル、水分補給の飲み物、筆記用具、動きやすい服装と靴(スニーカーなど)

▽申し込み 5月8日(土)までに、高齢者支援係(☎223・3536)へ

みんなで元気になろうや！講座 スロートレーニング

みんなで元気になろうや！講座は月に1回、全5回コースの講座です。第1回は運動不足の解消や筋力アップに、家でできるスロートレーニング（簡単な運動）を行います。健康のことをみんなで学びましょう。

▽とき 4月28日(木)・午前10時～正午（9時45分から受け付け）

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具、タオル、水分補給の飲み物、動きやすい服装

▽申し込み 4月21日(木)までに、二次元コードから。または健康づくり係(☎223・3533)へ



申し込みフォーム

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

相談・募集

【定例相談】

◎4月2日(木) 橋本求相談員

◎4月16日(木) 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎223・3203）

◎土肥相談員（浜口町4番12号 ☎222・0044）

無料法律相談

▽とき 4月21日(木)・午後1時30分～4時30分（時間指定不可）

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(組)（事前申し込み先着順）

▽相談時間 1人(組)約30分

※申し込みは、一つの相談内容につき1枠です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類（写しでも可）を持参してください。

※係争中の案件や刑事事件に関する相談、同一・同種の案件についての反

論などについて



復的・継続的な相談は受け付けていません。

▽申し込み 4月1日(木)から庶務係(☎223・3572)へ

いきいき昼食会に参加する団体を募集します

自治区公民館などで、いきいき昼食会を行う団体を募集します。



高年齢難聴と栄養バランスのとれた食事のことを学び、健康寿命を延ばすため、言語聴覚士と管理栄養士が最新の情報を届けます。また、当日は試食品の提供があります。

※試食品（芦屋町食生活改善推進会による調理）は弁当として提供します。

▽とき ①6月下旬または②10月～3月の平日（月を除く）で、団体が希望する日の午前10時～11時10分（9時30分から受け付け）※詳しい日程は申し込み受け付け後に調整します。

▽ところ 自治区公民館など

▽対象 65歳以上の人がいる団体（地域交流サロンや老人クラブなど、10人以上の団体）

▽定員 ①1団体②5団体

※先着順（応募多数の場合は、近年実施していない団体を優先）

▽参加費 1人350円(当日持参)

▽申し込み

①4月10日(金)②6月26日(金)までに高齢者支援係(☎223・3536)へ

自治区公民館体操を新規に行う地区を募集します

町では、自治区の皆さんが集まって体操をする「自治区公民館体操」事業を行っています。令和8年度から新規に自治区公民館体操を行う地区を募集します。



いつまでも家庭で元気に生活できるように、自宅でもできる体操を地域の皆さんと一緒に学んでみませんか。

▽募集 2地区（先着順）※複数の地区の合同でも可能です。

▽費用 無料

▽指導者 健康運動実践指導者

▽条件

①10人程度参加できること

②公民館、いすなどの会場や備品が確保できること

▽申し込み 自治区長に相談のうえ、4月24日(金)までに高齢者支援係(☎223・3536)へ



助成制度

生ごみ処理容器などの
購入補助を行います

4月1日困からの補助金額などは次のとおりです。

	価格				
	発酵促進剤 (豊穰元)	生ごみ処理 容器	ダンボール のみ	基材のみ	ダンボール +基材
購入価格	1045円	9350円	352円	1430円	1782円
補助金額	520円	4670円	170円	710円	890円
自己負担額	525円	4680円	182円	720円	892円

○電動式生ごみ処理機購入補助金
処理機本体価格の2分の1に相
当する額(限度額2万円)

※電動式ごみ処理機以外は、環境
住宅課窓口で購入できます。

▽問い合わせ 環境・公園係 ☎
223・3538)

芦屋町若年者専修学校等
技能習得資金貸与事業

若年者で職業に必要な技術や知識を習得する意欲があり、経済的な理由により専修学校などへの就学が困難な人に対し、技能習得資金の貸与(無利子)を行っています。ただし、職業に必要な技術・技能を目的とした学科に限ります。

▽対象者 ①④全てに当てはまる人
①町内に住んでいる人

②令和7年度に中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を卒業した人(中等教育学校の前期課程を修了した人を含む)または、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)を退学した人
③ほかの奨学金を受けていない人
④過去に技能習得資金を受けていない人

▽貸与要件 ①④のいずれかに当てはまる人

①生活保護を受けている世帯
②市町村民税が非課税の世帯
③市町村民税が減免されている世帯
④世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯

▽連帯保証人 1人
※芦屋町に居住し(住民登録あり)、

生計独立している成年人
※申請者が未成年の場合は、親権者または後見人

▽貸与の金額
①修学資金(月額)

専門課程 5万3000円、
そのほかの課程 3万円

②入学支度金 10万円
▽返還 貸与利息は無利子で、貸付期間は在学期間、卒業6カ月後から在学期間の3倍の期間内に月賦、半年賦、年賦などにより返還

▽申込期限 4月24日(金)

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 ☎223・3530)

※対象校、学科は事前に問い合わせてください。

住宅用太陽光発電システム 設置費補助

地球温暖化対策の一環として、

町内の自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム(以下、システム)を設置した個人または、あらかじめシステムが設置された住宅を自ら居住する目的で購入した個人を対象に、設置費用の一部を補助します。



▽交付額 システムの公称最大出力値1キロワットあたり2万円

(上限8万円)

※補助予定件数は10件、先着順
※電力会社との余剰電力の受給契約締結から1年以内であることが条件です。
※過去にこの補助金の交付を受けた人は対象となりません。

▽問い合わせ 環境・公園係 ☎
223・3538)

通学費の負担を軽減 小中学生・高校生等通学費補助

町内に居住する小中学生や高校生などが公共交通機関(以下、公共交通)を利用して通学する場合に、定期券額の半額を補助します。また、高校生などで公共交通を利用しない場合でも2万円を補助します。



【小中学生】

▽対象
●町内の学校に所属し、学校長の許可を得て、バスで通学する児童生徒の保護者

●町外の学校に所属し、公共交通(バス・JRなど)で通学する児童生徒の保護者
▽申請期間 定期券使用期限終了から3カ月以内

【高校生など】

みんなのねんきん

■令和8年度の国民年金保険料額が決まりました

国民年金保険料額は、賃金や物価の変動をふまえて毎年決定しています。8年度の保険料額は、月額1万7920円に決まりました。

■学生の皆さん、学生納付特例制度を知っていますか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。8年度の制度を利用するには、申請が必要です。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請することができます。

▷対象 大学、短期大学、専修学校などに在学する学生などで、本人の前年所得が基準額以下である人

▷手続きに必要なもの 学生証の写しまたは在学証明書（20歳以降の証明日）の原本

※学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

※7年度に承認を受けている人で、8年度も引続き在学予定の人には、日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されます。在学している学校に変更がない人は、このはがきに必要事項を記入して投かんすることで、8年度の申請ができます（この場合、学生証の写しまたは在学証明書の原本の添付は不要です）。

▷問い合わせ 保険年金係（☎223-3532）

- ①半額補助
 - ▽対象 高校生などで、公共交通（バス・JRなど）を利用して通学する生徒の保護者
 - ▽申請期間 定期券使用期限終了から3カ月以内
- ②2万円補助
 - ▽対象 高校生などで、年度中に一度も①の申請を行っていない生徒の保護者
 - ▽申請期間 令和9年1月4日～2月28日
- 【共通項目】
 - ▽問い合わせ 学校教育係（☎222-0181）

令和7年6月より行っている芦屋町総合運動公園中央グラウンド

中央グラウンドの改修工事が完了します

お知らせ



町ホームページ（小中学生申請）



町ホームページ（高校生申請）

23・3547）※申請書類や申請方法などの詳細は、町ホームページを見てください。

の改修工事が完了します。きれいになったグラウンドでな屋外スポーツを楽しんでみませんか。

- ▽利用開始時期 4月1日頃から
- ▽主な整備内容 グラウンド土壌改良、手洗い場や観客スペースなどの改修
- ▽その他 開場時間や使用料などは、町ホームページを見てください。

町ホームページ



町ホームページ

▽問い合わせ 社会教育係（☎223・3546）、総合体育館（☎222・0181）

広告

個別+通い放題の塾 月額定額制

「AIシステム学習による繰り返し学習」+「自立学習」により、1人ひとりに合ったプログラム学習で、わかるまで個別指導をします。

高校生、中学生、小学生の2週間の無料体験予約をお待ちしております。

小中高5教科/受験 英検・文字検/通信制サポート校

松陰塾 遠賀川駅前校

〒811-4307 遠賀町遠賀川1丁目6-5 PIPIT2階
☎093-863-2905/受付時間 平日10:00~21:00

校舎HPはこちら 校舎インスタはこちら

女性行政書士と一緒に考える **終活と遺言の気になる話** 無料セミナー 予約不要

ぜひ、ご参加ください! 場所: 芦屋町町民会館 3階会議室 (芦屋町中ノ浜11-6)

第1回 **4月11日(土) 終活** 時間: 午前10時半~11時45分

第2回 **4月25日(土) 遺言相続**

- ・何からはじめたら?
- ・おひとり様の不安
- ・エンディングノートを書いてみよう!
- ・遺言書って必要な?
- ・遺言書はラブレター?
- ・相続が争族にならないために...

講師: 渡部千津 芦小・芦中 (S61)卒 実家はみどりや

行政書士わたべ事務所 ☎070-8492-4560 芦屋町正門町1-4

広告



お知らせ

「防災メール・まもるくん」のサービス終了

3G回線サービスが終了することに伴い、3月31日をもって、災害時の情報などをお知らせするメール配信サービス「防災メール・まもるくん」のサービスが終了します。

なお、代替サービスとして、気象や避難情報などが容易に入手できる防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」が利用できますので、災害時に備え、登録をお願いします。



ふくおか防災ナビ・まもるくん

こども誰でも通園制度が始まります

こども誰でも通園制度は、保育園や幼稚園などに通っていないこどもが通園できる事業です。こどもの集団での体験を通して成長を後押しするほか、保護者と、先生や地域との関わりから子育てのさまざま



まな悩みや楽しさを共有するきっかけづくりを支援します。

▽対象 0歳6カ月から満3歳未満の未就園児

▽利用可能時間 こども1人当たり月10時間まで

▽利用料金 1時間当たり300円（非課税世帯などの減免あり）

※おやつなど実費負担あり

▽実施施設 緑ヶ丘保育園（☎223・1746）

▽利用開始 4月1日

※申請方法や制度

の詳しい内容は町のホームページを確認してください。



町ホームページ

▽問い合わせ 子育て支援係（☎223・3537）

▽問い合わせ 子育て支援係（☎223・3537）

芦屋町食生活改善推進会主催講演会

脳卒中に早く気付くためのポイントや予防方法、最新の治療方法をわかりやすく話します。

▽とき 4月23日（木）午後1時～2時30分（午後0時30分から受け付け）

▽ところ 中央公民館21会議室

▽講師 波多野 武人先生（小倉記念病院 副院長兼脳神経外科主任部長 芦屋町出身）

消費者ホットニュース



新生活スタート後に気を付けたい消費者トラブル！

<事例1>

赴任先の社宅扱いのマンションに今春から居住している。聞いたこともない電力会社の代理店を名乗る男性が訪問してきて「上の階から順に訪問している」「他の入居者も、電力会社の変更をしている」と言われた。勤務先の会社の意向なのかと思い、承諾し、契約書にサインした。その後、勤務先の会社は無関係であることが判明した。契約を取り消したい。（20歳代 男性）

<アドバイス>

- その場ですぐに契約せず、管理会社などに相談しましょう。
- 不要な契約であれば、きっぱり断りましょう。

<事例2>

光回線を契約しているお客様宛へ案内しています」「お安いプランがあります」と電話があった。契約中の通信会社からの電話だと思っていたら別の通信会社だった。怪しいと思いあいまいな対応をしたが、勝手に契約されていないか心配になった。（20歳代 女性）

- 電話があった際には、勧誘してきた事業者の名前をしっかりと確認しましょう。
- 料金プランやサービス内容を書面でも確認しましょう。
- 契約をしても、書面を受け取った日から8日以内であれば、初期契約解除制度が利用できます。

▷ 問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口（環境住宅課内 ☎223・3543）

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。



【ジェット機】

- ▷とき 4月6日(月)・7日(火)・8日(水)の日没～午後9時ごろ (予備日=9日(木)・13日(月)・14日(火)・15日(水)・16日(木)・20日(月)・21日(火)・22日(水)・23日(木)・27日(月)・30日(木))

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

- ▷とき 毎週(月)・(火)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(水)・(木)・(金)が予備日です。
▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室 (☎223-0981内線254)

マイナンバーカードの休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。この機会にマイナンバーカードを持ってみませんか。

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

- ▷とき 4月25日(土)、午前8時30分～正午
▷ところ 住民課窓口



マイナンバー休日窓口ホームページ

▷持ってくるもの

【申請】 申請書 (ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真 (ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード (持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード (持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

- ▷問い合わせ 住民係 (☎223-3531)



▽参加費 無料

▽申し込み 4月16日(木)までに健康づくり係 (☎223-3533)へ

4月は20歳未満飲酒防止 強調月間です

「お酒は二十歳になってから」

20歳未満の人の飲酒は法律で禁止されています。20歳未満の人がお酒を飲むと、脳の発達などに悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になりやすくなるおそれがあります。令和4年4月から民法の成年

年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

▽問い合わせ 博多税務署酒類指導官 (☎092-641-8131)

春の交通安全県民運動 4月6日(月)～15日(水)

一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を徹底するために、県下一斉に交通安全運動を行います。一人一人が交通ルールや交通マナーを守るこの大切さを

理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

【重点項目】

- 通学路・生活道路におけることもをはじめとする歩行者の安全確保
 - 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
 - 自転車・特定小型原動機付自転車 (交通ルールの理解・遵守の徹底)
 - 飲酒運転の撲滅
- 【自動車を利用しての皆さんへ】
9月1日から、生活道路の法定 (最高)速度が引き下げられます。速度規制標識などが設置されています。

ない生活道路 (主に地域住民の日常生活に利用される、中央線などがない道路)の法定 (最高)速度は、一律30km/hとなります。

最高速度規制は、交通の安全と円滑化を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車運転者を守るために実施しているものです。

決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候などに応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

▽問い合わせ 地域振興・交通係 (☎223-3539)



お知らせ

芦屋町卓球大会

- ▽とき 4月19日(日)・午前9時開会
- ▽ところ 総合体育館サブアリーナ
- ▽対象 町内に住んでいるか勤務している人、町内の卓球クラブに所属している人
- ▽種目 団体戦(ダブルス戦)
- ※組み合わせは卓球協会で行います。
- ▽参加費 無料
- ▽申し込み 4月10日(金)までに、芦屋町体育協会(☎2222・0188)へ

歴史体験講座

「大珠(勾玉)づくり」

古代のアクセサリである大珠(勾玉)を作ってみませんか。



▽とき 4月29日(日)・午前10時～11時30分

▽ところ 芦屋町歴史民俗資料館 多目的室

▽対象 町内外の人

※小学2年生以下は保護者同伴

▽定員 10人(事前申し込み先着順)

▽参加費 18歳以上3000円(入館料+資料代)、こども2000円(入館料+資料代)

芦屋町の町有地を売却します

◆価格公示方式により、応募先着順で下表のとおり売却します。

物件番号	所在地	地目	実測面積	公簿面積	売却価格	用途地域
1	芦屋町大字山鹿字正津ヶ浜1298番39	宅地	222.73㎡	222.73㎡	444万円	第一種低層住居専用地域
2	芦屋町幸町1455番148	雑種地	239.05㎡	239㎡	557万円	第一種住居地域
3	芦屋町大字山鹿375番4外4筆	①芦屋町大字山鹿字倉谷375番4山林 243.27㎡ ②芦屋町大字山鹿字倉谷375番5山林 80.07㎡ ③芦屋町大字山鹿字倉谷358番4雑種地 34.37㎡ ④芦屋町大字山鹿字倉谷358番3雑種地 1.99㎡ ⑤芦屋町大字山鹿字汐辛田379番3畑 0.73㎡ 実測面積合計 360.43㎡	① 243㎡ ② 80㎡ ③ 34㎡ ④ 1.99㎡ ⑤ 0.73㎡ 公簿面積合計 359.72㎡	757万円	無指定地域	

●申し込み

随時受け付けています(午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日は除く)。

※物件ごとに原則、応募先着順で決定します。

※応募要領は、財政課窓口にあります。また、町のホームページからも確認できます。

●受付場所・問い合わせ

役場2階 財政課契約管財係(☎223-3576)



町ホームページ

▽申し込み 4月15日(金)～4月26日(日)・午前9時30分～午後5時に芦屋歴史の里(☎2222・2555)へ

中央公民館講座 「明治日本の模索」

「どんな国家を築くか」
廃藩置県を成し遂げた明治政府はそれからどのような国を築こうと模索したのでしょうか。

岩倉遣欧使節団による西洋視察、征韓論の沸騰、政変、内務省の設立まで、明治日本の軌跡をたどります。
▽とき 4月18日(土)・午前10時～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 一坂 太郎さん(萩博物館)

特別学芸員)

▽定員 70人(事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 3月26日(金)～午前9時～午後5時に電話(☎2222・

1681)または中央公民館窓口へ
※月曜日は休館です。

芦屋釜の里

呈茶料金改定のお知らせ

抹茶価格などの高騰により、4月1日(金)から芦屋釜の里の呈茶料を改定します。

▽呈茶料 18歳以上 600円、高

校生以下 400円(抹茶と菓子)
▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎223・5881)

訂正とお詫び

広報あしや2月号の芦屋歴史紀行に掲載した映画「トラ・トラ・トラ!」の撮影年に誤りがありましたので、訂正してお詫びします。正しくは、次のとおりです。

●19ページ・芦屋歴史紀行

【誤】昭和42(1967)年

【正】昭和44(1969)年

▽問い合わせ 芦屋歴史の里(☎222・2555)

選べる出前講座 50種類以上

講座メニューの中から皆さんが聞きたい内容を選んでください。町職員が話をお届けします。

▷メニュー配布場所 役場2階企画政策課窓口、中央・芦屋東・山鹿公民館、町民会館

▷対象 原則として町内に在住、在勤する5人以上の団体やグループ

▷申し込み 開催日の20日前までに申込書をシティプロモーション係(☎223・3571)へ



差別をなくすために 第490号

芦屋町人権・同和教育研究協議会

▷問い合わせ 社会教育係(☎223・3546)

犯罪被害者の人権について考えてみましょう

犯罪被害は、被害者本人だけでなく、その家族の人生にも深刻な影響を及ぼします。事件そのものによる身体的・精神的苦痛に加え、その後も長く続く不安や恐怖、喪失感を抱えながら生活を送ることになります。こうした中で、犯罪被害者やその家族の人権、特に個人の尊厳やプライバシーが十分に守られていない現状が、社会的な課題となっています。

事件後、被害者の氏名や住所、家族構成、私生活などが本人の意思に反して公にされることがあります。また、「なぜ事件を防げなかったのか」「被害に遭う原因があったのではないか」といった心ない言葉や憶測が向けられることも少なくありません。これらは、被害者や家族を再び傷つける二次被害であり、個人の尊厳を深く損なう行為です。

さらに、犯罪被害による心理的影響は非常に大きく、強い恐怖体験から心理的外傷(トラウマ)を負うことがあります。中には、事件を思い出すフラッシュバック、不眠、過度な警戒心などの症状が続くPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症する場合があります。これらは外見からは分かりにくいので、周囲に理解されず、孤立感を深めてしまうことがあります。

犯罪の責任は加害者にあり、被害者や家族が非難される理由は決してありません。被害者などが安心して回復に向かうためには、静かに見守られる環境と、プライバシーが尊重される社会が不可欠です。興味本位で情報を詮索したり、インターネットやSNSで安易に拡散したりする行為は、被害者の回復を妨げるにつながります。

犯罪被害者やその家族が尊厳を保ち、安心して暮らせる社会は、誰にとっても生きやすい社会です。人権を自分自身の問題として考え、思いやりのある行動を広げていきましょう。



私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷問い合わせ 芦屋町社会福祉協議会
(☎222-2866)

—芦屋町のボランティア団体紹介シリーズ6 「あしの会」—

町内では、「芦屋町手をつなぎボンの会」というボランティア団体が活動しています。その中に6団体が所属しており、さまざまな分野で活動しています。今回は「あしの会」を紹介します。

あしの会 (結成して33年)

- ◆活動内容 福祉施設で利用者の話し相手や、行事のお手伝いをしています。
- ◆活動場所 町内の福祉施設など
- ◆活動日時 依頼に応じて活動
- ◆活動人数 11名
- ◆活動に込めた思い

結成当時は介護保険制度が施行されておらず訪問介護サービスがなかったため、芦屋町社会福祉協議会と協議しながら高齢者宅をボランティア訪問して家事のお手伝いをしたり、健康チェックをしたりしてきました。

介護保険制度の施行や新型コロナウイルス感染症の流行などにより、少しずつ活動スタイルを見直してきましたが、「真心こめて、一人の人を大切に」をモットーに活動を続けており、高齢者の満足そうな笑顔と心からの「ありがとう」が何よりの励みになっています。

【活動レポート】

あしの会は、平成12年に介護保険制度が始まる前から芦屋町の在宅福祉をボランティアの立場で支えてきた歴史があり、福岡県からも感謝状が贈られています。

取材をした日は、社会福祉法人孝徳会「リカバリーセンターひびき」でもちつき会のお手伝いをしており、皆さん笑顔でつくたての餅を丸めていました。代表の松尾シズ子さんは、「これからも人と人が交わる温かなまちづくりに貢献したい。」と話してくれました。



リカバリーセンターひびきで
もちつき会のお手伝い



社会福祉協議会にタオルを寄贈

あしの会の活動に興味がある人、見学・入会をしてみたい人は、芦屋町社会福祉協議会に連絡してください。

芦屋歴史紀行

その三百五十九

今年の大河ドラマは、豊臣秀吉の弟、豊臣秀長が主人公です。では、豊臣秀長が生きた時代の芦屋はどうだったのでしょうか。今回から、3回に分けて紹介します。初回は、戦国時代の芦屋を説明する前に、中世の芦屋を考える上で重要な、山鹿荘とこの地を治めた山鹿氏・麻生氏を紹介します。

●山鹿荘とは

山鹿荘は、奈良時代ごろまでに観世音寺（太宰府市）の荘園として成立したとされます。室町時代の資料によると、山鹿荘の範囲は、現在の芦屋町、水巻町、八幡西区、八幡東区、戸畑区にまで広がる地域でした。

●山鹿荘と麻生氏の誕生

平安時代末期、山鹿の地を治めていたのは、山鹿兵頭次秀遠でした。しかし、秀遠は平家とともに、壇ノ浦の戦いで敗れ、歴史の舞台から去ります。

その後、山鹿荘は、鎌倉幕府の直轄領となり、地頭には、源頼朝の側近であった一品房昌寛が命

ぜられます。その後、昌寛から地頭職を譲られたのが、宇都宮家政です。家政は、治める地名を姓とする当時の風習に習い、「山鹿ノ家政」と名乗るようになります。そして、家政の孫である資時が分家し、麻生氏が生まれました。

●南北朝の内乱と麻生氏の台頭

鎌倉幕府の滅亡、続く南北朝時代は、九州でもさまざまな戦いが起こり、山鹿・麻生一族の中でも、敵味方に分かれて戦う場面がありました。この内乱の中で、本流の山鹿氏と庶流の麻生氏との、勢力逆転が起こります。

決定的となったのは、南朝方・後醍醐天皇から鎮西大將軍に任命された懐良親王と、北朝方・足利尊氏から九州探題に任命された一色氏の戦いでした。さらに、北朝の中で、尊氏と対立した弟・足利直義の養子・足利直冬が九州に逃れ、挙兵します。これによって、九州は三つ巴の戦いとなり混乱します。麻生氏は尊氏方の一色氏に従い戦いますが、山鹿・麻生一族の中には、懐良親王や直冬に味方するものも出ました。このとき、



城山（山鹿城は山鹿秀遠の城跡として有名ですが、その後の麻生氏にとっても重要な拠点となりました）

懐良親王に味方した山鹿氏の土地は、尊氏によって取り上げられ、のちに麻生氏へ与えられています。九州での戦いは、途中、一色氏が敗走したこともあり、長く続きます。最終的には、足利義満によって新たに九州探題に任命された今川貞世が勝利し、それに従った麻生氏は、義満によって戦功を賞されました。この戦いには、貞世に従い大内氏も参加しており、このころから、麻生氏と大内氏の間が強まっていったと考えられます。これ以降、応仁の乱の中で存在感を強めた大内氏とともに、麻生氏も北九州での勢力を増していったのです。

（芦屋歴史の里）

編集後記

▼今号は遠賀郡・中間市合同企画としてごみをテーマに特集記事を作りました。取材を行う中で、リサイクルできるものをお金を払って捨てているのは、もったいないことだと感じました。この特集が、日常生活で分別やリサイクルを行うきっかけとなってくれたら嬉しいです。

（伊藤）

▼今号のまちのわだいに掲載していますが子育て支援センター「たんぽぽ」の豆まきに取材に行きました。豆まきは大盛り上がりで、こどもはもちろん大人も楽しいイベントでした。たんぽぽの情報は、くらしの情報に「たんぽぽコーナー」として掲載しています。遊びに行ってみてはどうでしょうか。

（篠塚）

▼11ページのまちのわだいに古印づくりの記事を掲載しています。芦屋町の小中学生は、卒業記念でこのような体験ができて、とてもうらやましく思います。一般の人向けの古印づくり講座も開催予定です。参加してみたいかがでしょうか。

（手塚）



芦屋釜の里春季企画展 「茶の湯釜详解～姿・技・用を知る～」

茶の湯釜を「姿・技・用」の3つの視点から详解します。釜の見どころ、鑄造技術、釜の使用などについて紐解きます。

▷とき 4月28日(日)
～6月28日(日)

▷ところ 芦屋釜の里資料室

▷入館料 18歳以上300円、小・中・高校生100円

▷問い合わせ 芦屋釜の里 (☎223-5881)

※月曜日は休館です。ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日が休館です。



芦屋釜の里茶道ミニ講座① 「茶花を生ける」

季節の茶花の生け方を学ぶ講座を開催します。

▷とき 4月26日(日)・午前10時～11時30分

▷ところ 芦屋釜の里大茶室

▷対象 中学生以上

▷参加費 18歳以上900円、中学生・高校生500円(入館料と受講料)

▷定員 8人(事前申し込み先着順)

▷申し込み 4月12日(日)～19日(日)・午前9時30分～午後5時に芦屋釜の里(☎223-5881)へ

※月曜日は休館です。ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日が休館です。



魚見公園がリニューアルオープンします！

令和6年から整備工事を行っていた魚見公園が4月1日(日)にリニューアルオープンします。

今回の整備により、マリンテラスあしやから芦屋釜の里までつながる園路や階段などが改善され、歩きやすくなりました。

また、3つの展望所はすべて改修を行い、特に第2展望所は新たに円形階段テラスを設置し、響灘を広角的に展望できるようになりました。

きれいになった魚見公園に遊びに来てください。

▷問い合わせ 商工観光係 (☎223-3542)



魚見公園入口



第1展望所



第2展望所